

山LP協第 134 号

令和6年 3月13日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会長 床 西 悟 (印略)

船舶により危険物を運送する場合の船舶検査心得等の一部改正に  
ついて (お知らせ)

平素から当協会の事業に格別のご理解、ご指導をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありました  
のでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

全L協保安・業務G5第241号  
令和6年3月12日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

船舶により危険物を運送する場合の船舶検査心得等の一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、離島の消費者等に供給した後のローリー及び容器（検査容器を含む）については、危険物運搬船等以外の船舶でも運送が可能となるように令和4年度に規制緩和の要望を行い、改正されたものです。

これまでLPガスを離島へ運送する場合は、積載量に関わらず危険物運搬船等を使用することになっておりましたが、船舶の正味積載量についてLPガスは正味300kg以下（50kg以下の容器に対してはバルブに漏えい措置を行えば正味700kg以下）については、特例を取得した旅客船であれば、旅客人数を制限することなく運送ができるようになりました。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係者に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、お知らせくださいますようお願いいたします。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、橋本

国海安第157号  
国海査第359号  
令和6年2月29日

各地方運輸局長  
神戸運輸監理部長  
沖縄総合事務局長

} 殿

国土交通省海事局長  
(公印省略)

船舶検査心得等の一部改正について（通知）

標記について、船舶安全法施行規則並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則の船舶検査心得及び船舶検査の方法の一部を別添のとおり改正することとしたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれない。ついては、管内各運輸支局長、海事事務所長及び運輸事務所長あて、この旨周知されたい。

なお、別紙関係団体担当事等あて同様に通知したので了知されたい。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	伊崎 朋康
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本船主協会	理事長	森重 俊也
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	瀬部 充一
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般社団法人 日本舶用工業会	専務理事	澤山 健一
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	小田 啓太
一般財団法人 日本海事協会	副会長	重見 利幸
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸太郎
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollied
Lloyd's Register Group Limited	General Manager, Japan	小澤 学

船舶検査心得

○1-1 船舶安全法施行規則

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
第1章～第2章の5(略)	第1章～第2章の5(略)	
第3章 検査	第3章 検査	
第1節～第3節(略)	第1節～第3節(略)	
第4節 検査申請の手続き	第3章 ばら積み液体危険物の運送	
<p>(検査申請書)</p> <p>31.1(a)(略)</p> <p>(b) 液化ガスばら積船の第1回定期検査において次の(1)から(6)までに掲げる事項については、「最初の積み込み及び取卸しを開始する日」の時期に臨時検査を指定すること。ただし、同一造船所、かつ、同一タンクメーカーにより建造された同一設計の船舶であつて、第2船目以降のものについては、第1回定期検査時に第1船の試験結果の資料を確認し、差し支えないと認められる場合は、臨時検査の指定を要しない。<u>なお、船級船の場合は、船級協会報告書に次の(1)から(6)までに掲げる事項のうちいずれか一以上の事項を指示した旨の記載があることを確認し、船舶検査証書を交付すること。</u></p> <p>(1) <u>IGCコード4.20.3.4に基づく貨物タンク及び支持構造の応力レベルの確認(新型式のタイプB独立型タンク、IGCコード4.27に基づき限界状態設計された新型式の貨物タンク又は支持構造及び付属品の配置が特殊なタイプC独立型タンクを有する船舶であつて応力レベルの確認を要するものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>IGCコード4.20.3.5に基づく貨物の積み込み及び取卸し中の貨物格納設備全体の有効性の確認</u></p> <p>(3) <u>IGCコード4.20.3.6に基づく当該設備の熱出力及び熱分布の確認(船体強度部材が最低許容温度より低くならないよう当該部材を加熱する装置を有する船舶に限る。)</u></p>	<p>(検査申請書)</p> <p>31.1(a)(略)</p> <p>(b) 液化ガスばら積船の第1回定期検査において次の(1)から(3)までに掲げる事項については、「最初の積み込み及び取卸しを開始する日」の時期に臨時検査を指定すること。ただし、同一造船所、かつ、同一タンクメーカーにより建造された同一設計の船舶であつて、第2船目以降のものについては、第1回定期検査時に第1船の試験結果の資料を確認し、差し支えないと認められる場合は、臨時検査の指定を要しない。</p> <p>(1) 貨物タンク及び支持構造の応力レベルの確認(タイプB独立型タンク又は貨物タンクの形状、支持構造及び付属品の配置が特殊なタイプC独立型タンクであつて、タイプB独立型タンクの基準が要求されるものを有する船舶に限る。)</p> <p>(2) <u>貨物の積み込み及び取卸し中並びに貨物を冷却して積載する貨物タンクにあつては、クールダウン時の貨物格納設備の有効性の確認</u> (新設)</p>	<p>MSC 107にて承認されたMSC.1/Circ.1669を反映。</p> <p>31.1(b)(1)及び(2)の記載についてはMSC.370(93)による改正内容を反映</p>

<p>(4) <u>IGC コード 4. 20. 3. 7 に基づく</u> 船体構造のコールドスポットの有無の確認(貨物を冷却して積載する貨物タンクを有する船舶に限る。)</p> <p>(5) <u>IGC コード 5. 13. 2. 5 に基づく</u> 弁、取付け物及び貨物又は蒸気を取扱うための関連の設備を含む管装置の通常の使用状態での作動確認</p> <p>(6) <u>IGC コード 13. 3. 5 に基づく</u> タンク溢れ出し防止装置に関連する貨物タンクのセンサの作動確認</p>	<p>(3) 船体構造のコールドスポットの有無の確認(貨物を冷却して積載する貨物タンクを有する船舶に限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
---	--	--

○5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

新	旧	備考
第1編～第4編(略)	第1編～第4編(略)	
第5編 雑則	第5編 雑則	
<p>(特別措置)</p> <p>390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合にあっては、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) 許可するに当たっては、危険物の容器、包装、標札等、表示、積載方法及び隔離並びに航路及び船舶の設備について必要な指示をすること。<u>この場合において、旅客の数が危告示第5条第4項に規定する数を超える旅客船によりガソリン又はLPGを運送するときは、次の指示を含めること。</u></p> <p><u>(イ) ガソリンの場合にあっては正味積載量800L以下に限る。</u></p> <p><u>(ロ) LPGにあっては正味積載量300kg(許容質量が50kg以下の弁保護キャップ付き高压容器を用いる場合にあっては、700kg)以下に限る。</u></p>	<p>(特別措置)</p> <p>390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合にあっては、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) 許可するに当たっては、危険物の容器、包装、標札等、表示、積載方法及び隔離並びに航路及び船舶の設備について必要な指示をすること。</p>	<p>ガソリン又はLPGを旅客船にて運送する場合であつて、旅客の数が危告示第5条第4項に規定する数を超える数を運送する場合の最低限の基準を明記</p>